

報道関係者各位

令和7年2月28日

舞鶴市国民健康保険料の滞納整理業務を京都地方税機構へ移管します

令和7年4月1日から、督促状発布後の未納国民健康保険料に関する滞納整理業務（納付相談、納付催告や差押え等の滞納処分）を舞鶴市から税機構に移管します。

1. 移管日：令和7年4月1日
2. 移管対象：督促状発布後の未納国民健康保険料
3. 移管内容：滞納整理業務（納付相談、納付催告や差押え等の滞納処分）
4. 移管先：京都地方税機構
※ 京都地方税機構とは、公平・公正な税業務を推進するために京都府と府内25市町村（京都市を除く）で組織された広域連合（地方公共団体）で、舞鶴市を所管する中丹地方事務所は、福知山市大江支所内に設置されています。



SDGs未来都市

舞鶴市 保健医療課（担当：濱田）
〒625-8555 舞鶴市字北吸1044
[TEL:0773-66-1003](tel:0773-66-1003)、[FAX : 0773-62-7957](tel:0773-62-7957)
E-mail:hoken-iryuu@city.maizuru.lg.jp